

〔研究ノート〕

法学部の専門教育に関する比較検討 — その1・旧帝国大学編 —

大村 芳 昭

1. はじめに
2. 7大学法学部の概要
3. 7大学法学部の教育目的
4. 専門科目の配置
5. 卒業要件
6. 法律科目の必要修得単位数
7. 考察

1. はじめに

本稿は、中央学院大学法学部創設30周年の節目の年を迎えるにあたり、これからの本学部のあり方を検討する上で有益な素材を提供すべく、国内の他大学法学部における専門教育のあり方について、資料⁽¹⁾に基づいて考察しようとする寄稿の第一弾である。

今回は、いわゆる旧帝国大学であるところの7大学（北海道大学、東北大学、東京大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、九州大学）の法学部（以下本稿では「7大学法学部」とする）に的を絞って検討することとしたい。これらの大学の法学部に的を絞ったのは、それらが従来、法曹や中央官庁のキャリア官僚、自治体の幹部職員などを数多く輩出してきた、従来のな意味では最も「法学部らしい」ともいえる存在だからである。そのような

法学部における専門教育の在り方を探ることは、それ以外の大学の法学部のあり方に対しても示唆を与えるところが少なくないものと思われる。

本稿を皮切りに、今後予定している複数回の寄稿によって、中央学院大学法学部のとるべき進路がうっすらとであれ見えてくるのであれば、筆者にとって望外の喜びである。

2. 7 大学法学部の概要

まず、7大学法学部についてその概要を示す。

(1) 北海道大学法学部

1947年に法文学部として誕生、その後法経学部を経て1953年に法学部となる。1995年からは教養部の廃止により学部一貫教育を実施。同時に履修コース制を導入。2000年から大学院重点化を実施⁽²⁾。学部内には法学課程の1課程があり、その中に法専門職コースと総合法政コースの2コースがある⁽³⁾。授与する学位は学士（法学）のみ⁽⁴⁾。

(2) 東北大学法学部

1922年に法文学部として誕生。1949年に法文学部の分立により法学部が誕生、2000年から大学院重点化を実施⁽⁵⁾。学部内には法学科の1学科がある⁽⁶⁾。授与する学位は学士（法学）のみ⁽⁷⁾。

(3) 東京大学法学部

1877年に東京開成学校が東京医学校と合併した際、すでに東京開成学校内に存在した法学部が東京大学に移転。1885年には司法省法学校を前身とする東京法学校を合併。同年、文学部政治学及理財学科を政治学科と改称して法学部に移し、法学部を法政学部と改称するが、1886年には帝国大学創設に伴い法科大学となる。1908年に政治学科を分かちて経済学科が、

1909年には商業学科がそれぞれ法科大学内に設立されるが、1919年の帝国大学令施行により法科大学は法学部となり、経済学科・商業学科は経済学部として分離独立する。1949年に第1類（私法コース）、第2類（公法コース）、第3類（政治コース）の3コース体制となる。1991年に大学院重点化を実施⁽⁸⁾。2015年入学者からコース制を改め、第1類（法学総合コース）、第2類（法律プロフェッション・コース）、第3類（政治コース）とする⁽⁹⁾。授与する学位は学士（法学）のみ⁽¹⁰⁾。

（４） 名古屋大学法学部

1948年に法経学部法律学科・政治学科として発足。1950年に法学部と経済学部が分離独立。1999年に大学院重点化⁽¹¹⁾。学科に国際社会科学プログラムを置く⁽¹²⁾。授与する学位は学士（法学）のみ⁽¹³⁾。

（５） 京都大学法学部

1899年京都帝国大学法科大学として発足。1919年に法学部となり、経済学部と分離。1992年には大学院重点化⁽¹⁴⁾。授与する学位は学士（法学）のみ⁽¹⁵⁾。

（６） 大阪大学法学部

1948年に法文学部として発足。1949年に文学部と分離して法経学部となる。1953年には経済学部と分離して法学部が発足⁽¹⁶⁾。学部内には法学科と国際公共政策学科の2学科がある⁽¹⁷⁾。授与する学位は学士（法学）のみ⁽¹⁸⁾。

（７） 九州大学法学部

1924年に法文学部として発足。1949年に法文学部を廃止し、法学部、経済学部、文学部を設置⁽¹⁹⁾。学部内には学科はない。授与する学位は学士（法学）のみ⁽²⁰⁾。

(8) コメント

最初から法学部ないし法科大学として発足したのは東京大学と京都大学の2大学のみであり、他の5大学では法文学部ないし法経学部として発足した後、分離独立を経て法学部となっている。また、複数の学科やコースを抱える例もあるが、授与する学位はすべて学士（法学）となっている。

3. 7大学法学部の教育目的

次に、7大学法学部が学内規則等で掲げている教育目的を示す。

(1) 北海道大学法学部⁽²¹⁾

本学部は、法学及び政治学の最先端の研究に基づき、人間が社会を形成していくために必要な知識及び考え方を教授することにより、高度化し、多様化する社会における諸問題を解決する広い視野と能力を有する有為な人材を育成することを目的とする。

(2) 東北大学法学部⁽²²⁾

本学部は、法学及び政治学の正確な知識を備え、広い視野から社会に潜在する諸問題の発見及び分析をし、並びにその解決に主体的に取り組むことにより、社会の発展に寄与することのできる人材を養成することを目的とする。

(3) 東京大学法学部⁽²³⁾

本学部は、法学と政治学を中核とした教育研究を通じて、幅広い視野をそなえ、法的思考と政治的識見の基礎を身につけた人材を養成することを目的とする。

(4) 名古屋大学法学部⁽²⁴⁾

本学部は、教育基本法にのっとり、学術文化の中心として広く知識を授け、法学及び政治学の各分野にわたり、深く、かつ総合的に研究するとともに、完全なる人格の育成と文化の創造を期し、民主的、文化的な国家及び社会の形成を通じて、世界の平和と人類の福祉に寄与することを目的とする。

(5) 京都大学法学部⁽²⁵⁾

法学部は、法学政治学の基礎的・原理的知識を提供するとともに、国際感覚を養い、現代社会にふさわしい総合的な知見を修得させることをその教育の目標とする。

(6) 大阪大学法学部⁽²⁶⁾

本学部は法又は政治をめぐって長い歴史と伝統の中で培われてきた学問の教育研究を通じて、人々の生き方又は社会のあり方を精深なかつ多面的に理解し、高度の論理的思考力及び豊かな対話能力に基づいて人類又は世界の未来を切り開いていく人材を養成することを目的とする。

(7) 九州大学法学部⁽²⁷⁾

法学部は、法学・政治学教育を通じて、地域社会、日本社会、国際社会にあってリーダーシップを発揮しうる創造性豊かな人材を組織的に養成する。

(8) コメント

7大学すべてが「法(学)」と「政治(学)」を研究ないし教育の内容として明示し、かつ、その比重については特段の説明を加えていない。また、それらの学習を通じて、各大学が理想と考える人材の養成や社会への寄与を研究ないし教育の目的として明示している。

4. 専門科目の配置

ここで、7大学法学部が専門科目をどのように区分し、そこにいかなる授業科目を割り振っているかを概観する。

(1) 北海道大学法学部⁽²⁸⁾

専門科目は「演習」「選択必修科目 A」「選択必修科目 B」「選択必修科目 C」「選択必修科目 D」「選択必修科目 E」「自由選択科目」に区分されており、各区分に割り振られている授業科目を「実定法科目」「基礎法科目」「政治科目」「経済科目」「演習科目（専ら実定法または基礎法を内容とすることが明らかなものは実定法科目・基礎法科目に分類）」「その他」の分野別⁽²⁹⁾にまとめると以下の通りである。

演習：演習科目 3 科目計11単位（何れも複数開講・複数履修可）

選択必修科目 A：実定法科目 3 科目計12単位

選択必修科目 B：実定法科目10科目計38単位

選択必修科目 C：実定法科目13科目計40単位

選択必修科目 D：基礎法科目 8 科目計28単位

選択必修科目 E：政治科目14科目計52単位

自由選択科目：その他 8 科目計20単位（一部の科目は複数開講・複数履修可）

(2) 東北大学法学部⁽³⁰⁾

専門科目（教科科目を除く）は「基礎講義」「基幹講義」「展開講義」に区分され、かつ「基礎講義」は「私法・公法科目」「基礎法科目」「政治学科目」に区分されており、各区分に割り振られている授業科目を上記(1)と同じ分野別にまとめると以下の通りである。

基礎講義（私法・公法科目）：実定法科目 3 科目計 6 単位

基礎講義（基礎法科目）：基礎法科目 4 科目計 8 単位

基礎講義（政治学科目）：政治科目 3 科目計 6 単位

基幹講義：実定法科目 18 科目計 50 単位、政治科目 3 科目計 12 単位

展開講義：実定法科目 16 科目計 46 単位、基礎法科目 16 科目計 32 単位、政治科目 9 科目計 26 単位、その他 3 科目計 6 単位

（3） 東京大学法学部

①第 1 類⁽³¹⁾

専門科目は「必修科目」「選択必修科目（実定法）」「選択必修科目（基礎法学）」「選択必修科目（政治）」「選択必修科目（経済）」「選択科目」に区分され、各区分に割り振られている授業科目を上記（1）と同じ分野別にまとめると以下の通りである。

必修科目：実定法科目 4 科目計 18 単位、政治科目 1 科目 4 単位、演習 1 科目 2 単位

選択必修科目（実定法）：実定法科目 24 科目計 84 単位、基礎法科目 1 科目 4 単位

選択必修科目（基礎法学）：基礎法科目 15 科目計 44 単位

選択必修科目（政治）：政治科目 14 科目計 50 単位

選択必修科目（経済）：経済科目 11 科目計 26 単位、その他 2 科目 4 単位

選択科目：その他 1 科目 2 単位

②第 2 類⁽³²⁾

専門科目は「必修科目」「選択必修科目（基礎法学）」「選択科目」に区分され、各区分に割り振られている授業科目を上記（1）と同じ分野別にまとめると以下の通りである。

必修科目：実定法科目 10 科目計 40 単位、政治科目 1 科目 4 単位、演習科目 1 科目 2 単位

選択必修科目（基礎法学）：基礎法科目 15 科目計 44 単位

選択科目：実定法科目 18 科目計 60 単位、基礎法科目 1 科目 4 単位、政治科目 14 科目 50 単位、経済科目 11 科目計 26 単位、その他 3 科目 6 単位

③第3類⁽³³⁾

専門科目は「必修科目」「選択必修科目（法学）」「選択必修科目（政治）」「選択必修科目（経済）」に区分され、各区分に割り振られている授業科目を上記（1）と同じ分野別にまとめると以下の通りである。

必修科目：実定法科目2科目計10単位、政治科目1科目4単位、演習科目1科目4単位、その他1科目2単位

選択必修科目（法学）：実定法科目26科目計92単位、基礎法科目16科目計48単位

選択必修科目（政治）：政治科目14科目計50単位

選択必修科目（経済）：経済科目11科目計26単位、その他2科目4単位

（4）名古屋大学法学部⁽³⁴⁾

専門科目内の区分は特になく、設置されている授業科目を上記（1）と同じ分野別にまとめると以下の通りである。

実定法科目31科目計104単位、基礎法科目17科目計44単位、政治科目25科目計68単位、演習科目7科目計14単位、その他7科目計24単位

（5）京都大学法学部⁽³⁵⁾

専門科目は法学部提供科目と経済学部提供科目に区分され、各区分に割り振られている授業科目を上記（1）と同じ分野別にまとめると以下の通りである。

法学部提供科目：実定法科目28科目計94単位、基礎法科目8科目計30単位、政治科目15科目計56単位、演習科目1科目2単位、その他4科目計8単位

経済学部提供科目：政治科目1科目2単位、経済科目15科目計30単位、その他2科目計4単位

(6) 大阪大学法学部

①法学科⁽³⁶⁾

専門教育科目は「基礎」「公法」「私法」「基礎法学」「政治学」「総合・展開」「隣接」に区分され、各区分に割り振られている授業科目を上記(1)と同じ分野別にまとめると以下の通りである。

基礎：実定法科目3科目計6単位、政治科目2科目計4単位、演習科目1科目2単位、その他1科目2単位

公法：実定法科目17科目計44単位

私法：実定法科目21科目計52単位、基礎法科目1科目2単位

基礎法学：基礎法科目10科目計36単位

政治学：政治科目12科目計48単位

総合・展開：実定法科目1科目2単位、演習科目5科目計10単位、その他8科目計18単位

隣接：政治科目7科目計14単位、経済科目7科目計18単位

②国際公共政策学科⁽³⁷⁾

専門教育科目は「入門概説系」「セミナー系」「応用展開系」「法学系」「政治学系」「経済政策系」に区分され、各区分に割り振られている授業科目を上記(1)と同じ分野別にまとめると以下の通りである。

入門概説系：実定法科目3科目計6単位、政治科目4科目計8単位、経済科目2科目計4単位

セミナー系：演習科目8科目計16単位、その他2科目計4単位

応用展開系：政治科目2科目計4単位、その他3科目計6単位

法学系：実定法科目31科目計82単位、基礎法科目2科目計6単位、その他1科目2単位

政治学系：政治科目20科目計62単位

経済政策系：政治科目3科目計6単位、経済科目19科目計54単位

(7) 九州大学法学部⁽³⁸⁾

専攻教育科目は「必修科目」「選択必修科目」に区分され、また「必修科目」は「展開科目」と「入門科目」に、「選択必修科目」は「基盤科目」と「展開科目」に区分されている。「必修科目」「基盤科目」「展開科目」それぞれに割り振られている授業科目を上記(1)と同じ分野別にまとめると以下の通りである。

必修科目：演習科目3科目計10単位

基盤科目：実定法科目13科目計52単位、基礎法科目2科目計4単位、政治科目6科目計16単位、その他1科目2単位

展開科目：実定法科目14科目計46単位、基礎法科目16科目計52単位、政治科目3科目計12単位、演習科目2科目計8単位、その他1科目4単位

(8) コメント

7大学法学部を全体的に眺めてみると、分野別で最も科目が充実しているのはやはり実定法科目である。ただ、特に応用展開科目(六法や行政法以外)の充実度は大学によってかなりの差がある。実定法科目の次に充実しているのは政治科目と基礎法科目、その次が経済科目である。といっても、実定法科目以上に大学間格差は大きいように思われる。

5. 卒業要件

次に、7大学法学部が掲げる卒業要件のうち、専門科目に関する部分を示す。

(1) 北海道大学法学部⁽³⁹⁾

専門科目90単位以上を修得し、かつ、学部長が別に定める卒業に必要な基準を満たすことが必要。具体的には、法専門職コースについては、演習科目6単位以上の修得(16単位まで算入可、3年次までに10単位まで)、選択

必修科目 A 8 単位以上の修得、選択必修科目 B26 単位以上（A で12 単位取得したときは22 単位以上）の修得、選択必修科目 C16 単位以上の修得、選択必修科目 D 4 単位以上の修得、選択必修科目 E 4 単位以上の修得が必要。綜合法政コースについては、演習科目 6 単位以上の修得（16 単位まで算入可、3 年次までに10 単位まで）、選択必修科目 A 8 単位以上の修得、選択必修科目 B 8 単位以上の修得、選択必修科目 C 8 単位以上の修得、選択必修科目 D 8 単位以上の修得、選択必修科目 E 8 単位以上の修得が必要。

（2） 東北大学法学部⁽⁴⁰⁾

専門教育科目の単位を90 単位以上（うち私法・公法科目 2 単位以上、基礎法科目 2 単位以上及び政治学科目 2 単位以上）修得することが必要。そのうち、演習科目は合わせて30 単位を超えることができず、文学部、教育学部及び経済学部の専門教育科目の単位は、20 単位まで算入することができる。

（3） 東京大学法学部⁽⁴¹⁾

次の科目を履修し、その試験に合格しなければならない。

①第 1 類

必修科目全部（24 単位）

選択必修科目（実定法12 単位以上、基礎法学 4 単位以上、政治 4 単位以上、経済 4 単位以上）

選択科目（必修、選択必修と併せて80 単位に達するまで）

外国語科目（必修、選択必修、選択のうち 4 単位以上）

②第 2 類

必修科目全部（46 単位）

選択必修科目（基礎法学 4 単位以上）

選択科目（必修、選択必修と併せて80 単位に達するまで）

③第 3 類

必修科目全部（20 単位）

選択必修科目（法学4単位以上、政治16単位以上、経済4単位以上）

選択科目（必修、選択必修と併せて80単位に達するまで）

④全部の類に共通

随意科目は10単位まで各類の選択科目にかえることができる。

（4） 名古屋大学法学部⁽⁴²⁾

専門科目及び関連専門科目（別表2及び別表4から修得可）のうちから82単位以上を修得しなければならない。なお、いわゆる必修科目は設けていない⁽⁴³⁾。

（5） 京都大学法学部⁽⁴⁴⁾

専門科目（演習2単位を含む）80単位以上の修得が必要。どの科目を履修するかはほぼ完全に学生の自由に任されている⁽⁴⁵⁾。

（6） 大阪大学法学部⁽⁴⁶⁾

専門教育科目から94単位以上を修得しなければならない。

法学科については、別表2の中から必修科目4単位、選択科目90単位以上、計94単位以上を修得しなければならない。なお、別表3に規定する科目（別表2に規定するものを除く）につき修得した単位は選択科目の単位数に算入できる。

国際公共政策学科については、別表3の中から必修科目20単位、選択必修科目8単位、選択科目66単位、計94単位以上を修得しなければならない。なお、別表2に規定する科目（別表3に規定するものを除く）につき修得した単位は選択科目の単位数に算入できる。

（7） 九州大学法学部⁽⁴⁷⁾

専攻教育科目から80単位以上を修得しなければならない。

そのうち、法律コースについては、必修科目8単位（演習）、選択必修

科目44単位（うち基礎法学科目4単位、民法・商法科目12単位、訴訟法科目8単位、公法・社会法科目12単位、刑事法科目4単位、政治科目4単位）、選択科目28単位の修得が必要。

法政策コースについては、必修科目8単位（演習）、選択必修科目44単位（うち基礎法学科目4単位、民法・商法科目12単位、憲法・行政法科目16単位、刑事法科目4単位、社会法科目4単位、政治科目4単位）、選択科目28単位の修得が必要。

国際ビジネス法コースについては、必修科目10単位（演習・外国法律書購読）、選択必修科目42単位（うち基礎法学および政治学科目4科目、民法・商法科目12単位、公法科目8単位、国際関係法科目14単位、経済学部の科目4単位）、選択科目28単位の修得が必要。

政治コースについては、必修科目10単位（演習・外国政治書購読）、選択必修科目38単位（うち基礎法学科目4単位、公法科目8単位、行政法・訴訟法科目8単位、政治科目18単位）、選択科目32単位の修得が必要。

（8） コメント

必修科目の設定基準が、大学により、また同じ大学の中でも学科やコースにより大幅に異なることが注目される。授業科目の種類ごとにきめ細かく必修科目を設定しているものもあれば、あえて必修を設けないものもあり、それぞれ、その大学ないし学部の教育方針が反映されているものと思われる。

6. 法律科目の必要修得単位数

「法学部とは法学を学ぶ学部である」という「常識」は、現在でも少なからざる人々によって共有されているように思われる。しかし、すでに見たように、7大学法学部について言えば、それらの学部規程ないし学部規則においては、特に法学の学習のみに重点を置いた教育目的の示し方はさ

れていない。では、具体的なカリキュラムとの関係ではどうなのだろうか。7大学法学部について、最低何単位の法律科目を修得すれば卒業する(学士(法学)の授与を受ける)ことができるのか、以下整理して述べることにする。ただし、本当は学年ごとの履修制限(キャップ制)や具体的な各年度の時間割なども踏まえてシミュレーションをしなければ正確な結果は出ないのであるが、資料収集の困難など筆者の力量を超える部分もあり、今回はそこまで考慮できていない。その点はこの場を借りてお詫びしたい。また、各学部についての参考資料は、前記「5」と同じものであるので、「5」の対応する学部の脚注をご参照願いたい。

(1) 北海道大学法学部

法専門職コースでは、選択必修科目A(すべて法律科目)から8単位、選択必修科目B(すべて法律科目)から26単位、選択必修科目C(すべて法律科目)から16単位、選択必修科目D(すべて法律科目)から4単位を履修する必要があるため、それらの合計54単位は法律科目の中から修得しなければならない。専門科目全体で90単位以上を修得しなければならないことから、 $90 - 54 = 36$ 単位を他の科目で修得する必要があるが、それは選択必修科目E及び自由選択科目の中から修得可能な単位数なので、結局、法律科目としては54単位を修得すれば計算上は卒業可能ということになる。

綜合法政コースでは、選択必修科目A(すべて法律科目)から8単位、選択必修科目B(すべて法律科目)から8単位、選択必修科目C(すべて法律科目)から8単位、選択必修科目D(すべて法律科目)から8単位を履修する必要があるため、それらの合計32単位は法律科目の中から修得しなければならない。専門科目全体で90単位以上を修得しなければならないことから、 $90 - 32 = 58$ 単位を他の科目で修得する必要があるが、それは選択必修科目E及び自由選択科目の中から修得可能な単位数なので、結局、法律科目としては32単位を修得すれば計算上は卒業可能ということになる。

(2) 東北大学法学部

私法・公法科目（すべて法律科目）から2単位以上、基礎法科目（すべて法律科目）から2単位以上の合計4単位は法律科目から修得しなければならない。専門教育科目全体で90単位を修得しなければならないので、 $90 - 4 = 86$ 単位をその他の科目で修得しなければならないことになるが、別表第一に掲げられた科目のうち法律科目以外の科目が合計46単位分あり、また演習科目（詳細が不明であるが必ずしも法律科目とは限らない）30単位、他学部科目20単位を含めた96単位（のうち法律を扱わない科目）を法律科目以外から修得できることを考えると、上記86単位のうち相当部分は法律科目以外で修得可能と言えるように思われる。以上から、法律科目としては、必修科目の4単位に、演習科目のうち法律関係の科目を履修せざるを得ない部分を加えた単位数を修得すれば計算上は卒業可能ということになるろう。

(3) 東京大学法学部

第1類では、必修科目のうち法律科目18単位、選択必修科目（実定法、すべて法律科目）から12単位、選択必修科目（基礎法学、すべて法律科目）から4単位の合計34単位を法律科目から修得しなければならない。専門科目全体で80単位を修得しなければならないので、 $80 - 34 = 46$ 単位をその他の科目で修得しなければならないことになるが、それは選択必修科目（政治）及び選択必修科目（経済）の科目で修得可能なため、法律科目としては34単位を修得すれば計算上は卒業可能ということになるろう。

第2類では、必修科目のうち法律科目40単位、選択必修科目（基礎法学）から4単位の合計44単位を法律科目から修得しなければならない。専門科目全体で80単位を修得しなければならないので、 $80 - 44 = 36$ 単位をその他の科目で修得しなければならないことになるが、それは選択科目で修得可能なため、法律科目としては44単位を修得すれば計算上は卒業可能ということになるろう。

第3類では、必修科目のうち法律科目10単位、選択必修科目（法学）から4単位の合計14単位を法律科目から履修しなければならない。専門科目全体で80単位を修得しなければならないので、 $80 - 14 = 66$ 単位をその他の科目で修得しなければならないことになるが、それは必修科目、選択必修科目（政治）及び選択必修科目（経済）の法律以外の科目で修得可能なため、法律科目としては14単位を修得すれば計算上は卒業可能ということになろう。

（4） 名古屋大学法学部

専門科目及び関連専門科目から82単位以上を修得しなければならないのであるが、法律科目の必修科目は存在しない。また、別表2のうち法律科目以外の科目は98単位分あり、その他に別表4からも修得できるため、法律科目をまったく修得しなくても計算上は卒業可能ということになろう。

（5） 京都大学法学部

専門科目（演習2単位を含む）から80単位以上を修得しなければならないが、法律科目について必修科目の設定はない。また、法律以外の科目が90単位分開設されており、また他学部、他大学等で履修した単位数を算入することも可能であるため、法律科目をまったく修得しなくても計算上は卒業可能ということになろう。ちなみに、『「学び」と大学生活』では「必修科目が事実上ない」⁽⁴⁸⁾「どの科目を取るかはほぼ完全に学生の自由に任されています」⁽⁴⁹⁾「基礎法学や政治学（中略）と経済学部科目とを組み合わせれば、実定法科目をほとんど取らなくても卒業できてしまいます」⁽⁵⁰⁾などと述べられている。学部規則とのニュアンスの違いについては、十分に究明できていないことをお詫びする。

（6） 大阪大学法学部

法学科では、専門教育科目94単位以上を修得しなければならないが、法

律科目の必修科目は設定されていない。また、法律以外の科目が別表2に106単位分開設されているほか、別表3の科目からも単位数参入が可能であることからすると、法律科目をまったく修得しなくても計算上は卒業可能ということになる。

他方、国際公共政策学科では、専門教育科目94単位以上を修得しなければならないが、法律科目の必修科目として「法学の基礎」の1科目2単位がある。また、法律科目を含む選択必修科目から8単位を修得する必要があるが、選択必修科目の中には法律以外の科目が20単位分設定されているため、選択必修科目の範囲内で法律科目を修得する必要はない。さらに、法律以外の科目が別表3だけで100単位分以上開設されているほか、別表2の科目からも単位数参入が可能であることからすると、法律科目については上記2単位を修得すれば計算上は卒業可能ということになる。

(7) 九州大学法学部

法律コースでは、法律科目として、基礎法学科目4単位、民法・商法科目12単位、訴訟法科目8単位、公法・社会法科目12単位、刑事法科目4単位、合計40単位の修得が必要となる。

法政策コースでは、基礎法学科目4単位、民法・商法科目12単位、憲法・行政法科目16単位、刑事法科目4単位、社会法科目4単位、合計40単位の修得が必要となる。

国際ビジネス法コースでは、必修科目のうち外国法律書購読2単位、民法・商法科目12単位、公法科目8単位、国際関係法科目14単位、合計36単位の修得が必要となる。

政治コースでは、基礎法学科目4単位、公法科目8単位、行政法・訴訟法科目8単位、合計20単位の修得が必要となる。

(8) コメント

法律科目の最低必要修得単位数については、2つのパターンがあること

がわかった。

その1つは、学部全体として法律科目の履修にこだわらないもの（東北大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学）である。この場合、法律科目の必修科目はゼロかそれに近くなっており、履修科目の選択は、もちろん丁寧な履修指導があつてのことではあろうが、学生の自由に委ねられている。

もう1つは、ある程度の法律科目修得を要求しながら、コースの性格に応じて必要修得単位数を調整するもの（北海道大学、東京大学、九州大学）である。この場合、法律家等の養成に力を入れるコース（北海道大学法学部法専門職コース、東京大学法学部法律プロフェッション・コース、九州大学法学部法律コース、同法政策コース）では法律科目の修得を多く求める一方、そうでないコース（北海道大学法学部総合法政コース、東京大学法学部政治コース、九州大学法学部政治コース）では法律科目の必要履修単位数を低めに設定し、多様な授業科目の中から幅広く履修できるよう工夫がなされている。

7. 考察

一口に法学部の教育目標やカリキュラムなどといっても、大学によって様々な考え方があり、決して画一的なものではないであろうということは、かつて一部の私立大学法学部のカリキュラムを調査した過程である程度理解していたつもりであった。しかし、日本の法曹界・政官界にある意味牽引してきた旧帝国大学法学部の中でも、専門教育のあり方や、その中で法学教育の占める位置がこれほどまでに異なるということは、今回の調査で初めてわかったことである。旧帝国大学法学部出身者としては、かつて自分が必修科目として履修した多くの法律科目を考えると、隔世の感を覚えざるを得ない。すべからく大学の学部には「それらしさ」が必要であることは言うまでもないであろうが、「法学部らしさ」とは必ずしも法律科目の履修を強制することではなく、法律科目をある程度幅広く（といっ

でもその程度については様々な観点からの考慮が必要であり一律には論じ得ないものと思われるが)履修できるカリキュラムを用意し、その中から学生のニーズ等に応じて柔軟に履修できるような体制を整えることもまた、「法学部らしさ」と言えるのかもしれない。

今回は限られた例を調査したに過ぎないが、他にも「法学部とは何か」「法学部の専門教育はどうあるべきか」を考える上で有益な例はまだまだあるように思われる。今後とも引き続き検討を続けたい。

注

- (1) 今回用いたのは、各法学部規程その他の関係規程、受験生ないし学生向けパンフレットその他のインターネット経由で入手できた文書である。具体的な各年度の時間割など、時間と労力の関係で入手できなかった資料もあり、その分析結果次第では、本稿で記した内容は変更の必要が生ずる場合もあり得るが、今回は限られた時間と限られた資料の範囲内での検討ということでお許し願いたい。
- (2) 北海道大学法学部／法学研究科／法科大学院公式サイト・トップ→北大で学ぶ法学・政治学→沿革のページを参照 (2015年10月15日午前1時閲覧)。
- (3) 北海道大学法学部規程第2条第1項・第2項。
- (4) 北海道大学学位規程別表第1。
- (5) 東北大学大学院法学研究科 法学部公式サイト・トップ→概要→特色と沿革のページを参照 (2015年10月5日午前1時15分閲覧)。
- (6) 東北大学法学部規程第2条。
- (7) 東北大学学部通則第27条第4項。
- (8) 東京大学法学部・法学政治学研究科公式サイト・トップ・概要→法学政治学研究科・法学部のご紹介→法学政治学研究科・法学部の歴史 (2015年10月15日午後5時半閲覧)。
- (9) 同上トップ→法学部入学・進学希望者→カリキュラム改革について (2014/12/1)、東京大学法学部規則第2条 (2015年10月15日午後5時40分閲覧)。
- (10) 東京大学学部通則第27条第3項→東京大学法学部規則第10条第1項柱書。
- (11) 国立大学法人名古屋大学法学研究科公式サイト→法と政治を学ぶ・研究科長からのメッセージ (2015年10月15日午後5時50分閲覧)。

- (12) 名古屋大学法学部規程第3条第2項。
- (13) 名古屋大学学位規程第2条。
- (14) 京都大学大学院法学研究科・法学部公式サイト・トップ→紹介→研究科の歴史（2015年10月15日午後6時閲覧）。
- (15) 京都大学学位規程第1条第2項。
- (16) 大阪大学公式サイト・トップ→大学案内→大阪大学の歴史（2015年10月15日午後6時15分閲覧）。
- (17) 大阪大学学部学則第2条。
- (18) 同第29条第2項。
- (19) 九州大学公式サイト・トップ→MENU→総合情報→沿革・歴史（2015年10月15日午後6時25分閲覧）。
- (20) 同上・総合情報→学部・学府（大学院）の紹介→法学部（2015年10月15日午後6時半閲覧）。なお、九州大学学位規則第26条及び別表第1によれば、学士（学術）の授与も可能とされているが、これは21世紀プログラムという特別なプログラムを履修した場合にのみ授与され得るもののようにある。
- (21) 北海道大学法学部規程第1条の2。
- (22) 東北大学法学部規程第1条の2。
- (23) 東京大学法学部規則第1条の2。
- (24) 名古屋大学法学部規程第2条。
- (25) 京都大学公式サイト・ホーム→教育・学生支援→教育情報の公表→教育研究上の目的→2—（1）学部・研究科の基本理念と目標（2015年10月15日午後7時閲覧）。
- (26) 大阪大学法学部規程第1条の2。
- (27) 九州大学法学部規則第1条の2。
- (28) 北海道大学法学部規程別表（第5条関係）。
- (29) 授業科目をこれらの何れに分類するかは、各大学の区分をもとに、最終的には筆者の判断で決めさせていただいたが、紙幅の関係でその具体的な分類基準を本稿の中で明示することは控えることとした。
- (30) 東北大学法学部規程別表第一。
- (31) 東京大学法学部規則（別表）第1類。
- (32) 東京大学法学部規則（別表）第2類。
- (33) 東京大学法学部規則（別表）第3類。
- (34) 名古屋大学法学部規程別表第2。
- (35) 「学び」と大学生活 京都大学法学部のカリキュラム24-25頁。

- (36) 大阪大学法学部規程別表2。
- (37) 大阪大学法学部規程別表3。
- (38) 九州大学法学部規則別表第2。
- (39) 北海道大学法学部規程第15条第1項及び別表。
- (40) 東北大学法学部規程第23条、東北大学法学部履修内規及び同別表第一。
- (41) 東京大学法学部規則第10条及び(別表)。
- (42) 名古屋大学法学部規程第12条及び別表2。
- (43) 名古屋大学公式サイト・名大法学部の特色「自主性を尊重する完全自由選択制」(2015年9月26日閲覧)。
- (44) 京都大学法学部規程第12条、『「学び」と大学生生活』24～25頁(2011年度の例とされている)。なお、同22頁によればキャップ制を採用している。
- (45) 『「学び」と大学生生活』42頁。
- (46) 大阪大学法学部規程第24条、別表2及び別表3。
- (47) 九州大学法学部規則第5条及び別表第2、九州大学公式サイト・学部カリキュラム(2015年9月26日閲覧)。
- (48) 22頁・洲崎博史教授。
- (49) 42頁・寺田浩明教授。
- (50) 同上。